

2 水漁第 7 0 8 号
令和 2 年 9 月 1 8 日

水産政策審議会 会長
山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業法第41条第1項第5号の農林水産大臣の定める船舶の基準について
(諮問第337号)

漁業法（昭和24年法律第267号）第41条第1項第5号の農林水産大臣の定める船舶の基準を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第四十八号）及び漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（令和二年農林水産省令第四十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和二年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

漁業法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

第一（第十一）（略）

第十二 平成十九年七月二十五日農林水産省告示第九百六十号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令
第六条の規定に基づき、総トン数二十トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める基準は、次のとおりとする。 一～六（略）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>（新設） 一～六（略）</p>

第十三（第二十）（略）

附 則

1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

2 （略）

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十一条第一項第五号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める許可を受けようとする船舶の基準を次のように定める。

令和二年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

漁業法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める許可を受けようとする船舶の基準は、次の各号に掲げる大臣許可漁業ごとに当該各号に定めるものとする。

- 一 沖合底びき網漁業 船舶の推進機器の出力が次の表の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないこと。ただし、次のいずれにも該当する推進機関を有する船舶については、この限りでない。
- イ 発電機関を兼ねるものであること。
- ロ 船舶の推進機関の出力が、同表の上欄に掲げる船舶の総トン数の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる最高限度を超えないよう推進出力を制限する機器を備え付けていること。

ハ ロの機器を停止することができないようにするための措置をとっていること。

船舶の総トン数の区分		最高限度
新トン数	旧トン数	
十五トン以上四十一トン未満	十五トン以上三十トン未満	六百七十キロワット
四十一トン以上七十六トン未満	三十トン以上五十トン未満	七百四十キロワット
七十六トン以上九十六トン未満	五十トン以上六十五トン未満	九百六十キロワット
九十六トン以上百二十六トン未満	六十五トン以上八十五トン未満	一千三十キロワット

備考

1 船舶の総トン数の区分の欄中「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われた船舶に適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

2 船舶の総トン数には、当該船舶の安全性若しくは居住性又は船員の安全若しくは衛生の確保に要した
トン数を含まない。

二 以西底びき網漁業 船舶の推進機器の出力が一千三十キロワットを超えないこと。

附 則

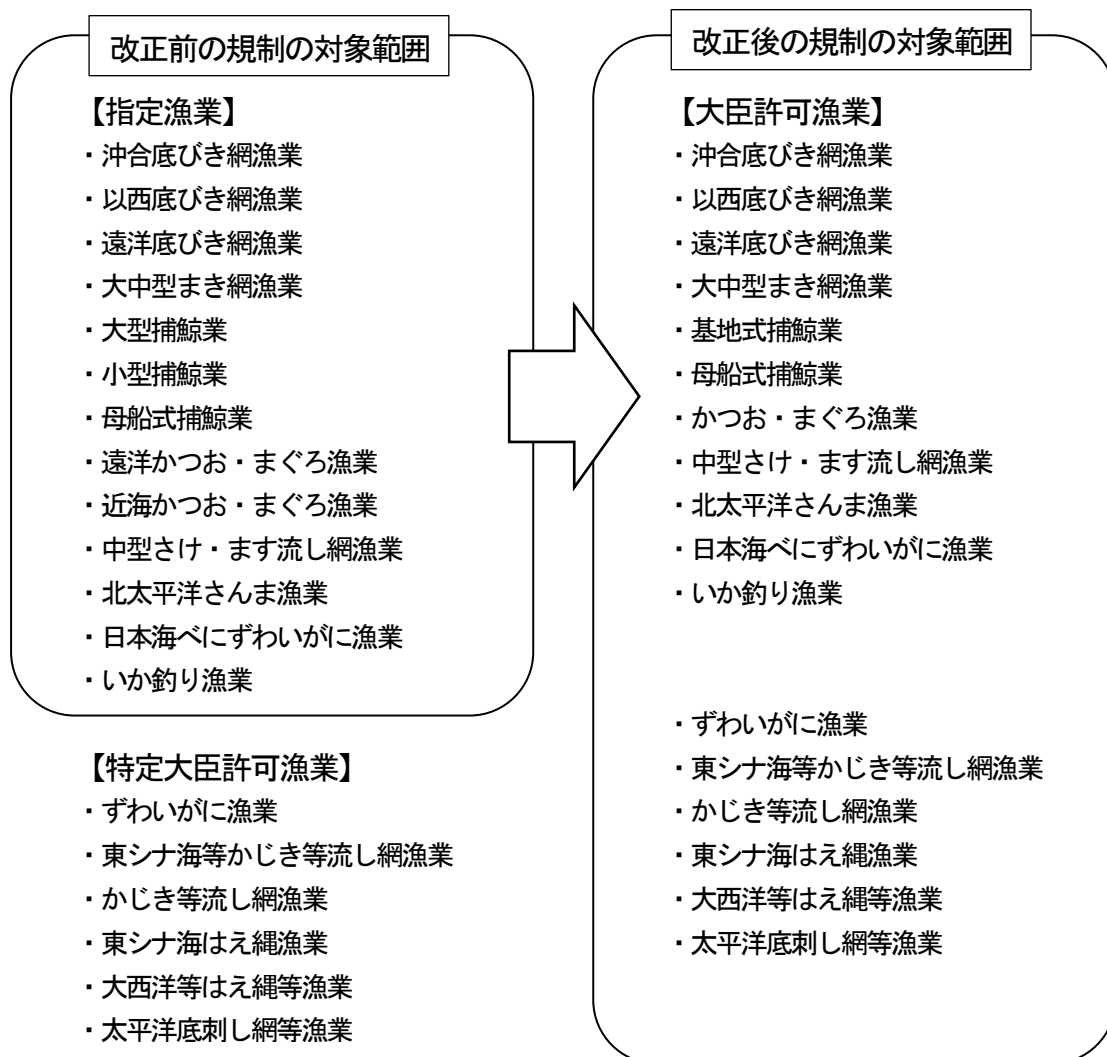
この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十
二月一日）から施行する。

漁業法第41条第1項第5号の船舶の基準を定める告示について

改正後の漁業法第41条第1項第5号の大臣許可漁業の船舶の基準を定めるため、以下2本の告示を改正又は新規制定する。

- ① 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「指定省令」という。）第6条の規定に基づき、総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件の一部改正（資料5-2）

⇒ 基準の内容は変わらず、対象となる漁業の範囲が拡大。



- ② 漁業法第41条第1項第5号の農林水産大臣の定める船舶の基準を定める件の新規制定（資料5-3）

⇒ 現在、指定省令第6条各号に規定されている内容を告示に規定。その際、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業に係る基準は存置し、それ以外の漁業に係る基準は廃止。